

お客さま各位

金沢信用金庫

当座勘定規定（一般当座用）改正のお知らせ

平素より金沢信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では、「手形・小切手の発行終了（2026年3月31日）」に伴い、下記のとおり規定を改正いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 改正日

2026年4月1日（水）

2. 改正規定

当座勘定規定（一般当座用）

3. 改正内容

当座勘定規定（一般当座用）	
現行	改正後
第1条～第8条（略）	第1条～第8条（略）
第9条（手形、小切手用紙）	第9条（手形、小切手用紙）
(1)～(4)（略）	(1)～(4)（略）
(5) <u>手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u>	(5) <u>当金庫は、手形用紙、小切手用紙を交付しません。</u>
(6)、(7)（略）	(6)、(7)（略）
第10条～第13条（略）	第10条～第13条（略）
第14条（支払保証に代わる取扱い）	第14条（支払保証）
小切手の支払保証はしません。 ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。	小切手の支払保証はしません。 <u>(削除)</u>
(以下略)	(以下略)
以上	以上

なお、ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

【事務部事務統括グループ】

TEL: 076-231-0238（平日 9:00～17:00）

以上